第三条の十二を次のように改める。

（遺族厚生年金に関する事務の特例）

第三条の十二　遺族厚生年金（法第五十八条第一項第二号又は第三号に該当することにより支給されるものに限る。）に係る死亡した被保険者又は被保険者であつた者が死亡日の属する月までに同項第二号に規定する初診日又は同項第三号に規定する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日における被保険者の種別に係る被保険者期間を有しない場合においては、当該遺族厚生年金の支給に関する事務は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める被保険者の種別に応じて、法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

一　法第五十八条第一項第二号に規定する初診日又は同項第三号に規定する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日の属する月において被保険者の種別に変更があつた場合（次号に掲げる場合を除く。）　変更後の被保険者の種別（二回以上被保険者の種別に変更があつた場合は、最後の被保険者の種別）

二　法第五十八条第一項第二号に規定する初診日又は同項第三号に規定する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日の属する月が国民年金の被保険者期間（第二号被保険者期間を除く。）である場合　当該死亡した被保険者又は被保険者であつた者が有する被保険者期間に係る被保険者の種別

第三条の十二の二第十一号中「第八条の二の八」を「第八条の二の六」に改める。

第三条の十二の三の表以外の部分中「当該」を「これらの」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同条の表法第四十三条第三項の項中「第百三十二条第二項、第百六十一条第三項、」を削り、同表法第五十九条第一項の項中「、第六十九条」を削り、同表法第六十二条第一項の項の次に次のように加える。

法第七十八条の二十二	第四号厚生年金被保険者期間（第四号厚生年金被保険者期間みなし被保険者期間を含む。）（離婚時みなし被保険者期間を含む。）の	法第七十八条の三十に係る当該期間のうち（障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る離婚時みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。）に係る当該期間（離婚時みなし被保険者期間を含む。）のうち（障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る離婚時みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。）に係る当該期間	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法第百三十二条第二項	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法第百六十一条第三項

第三条の十二の三の表第一条第一項の項中「第一条第一項」を「第一条の三第一項」に改め、同表に次のように加える。

第三条の十三の四	に係る当該障害厚生年金に係る当該障害厚生年金（障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。）に係る当該障害厚生年金（障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る離婚時みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。）に係る障害厚生年金		

第三条の十二の九第一項の表以外の部分中「当該」を「これらの」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同条の表法第四十三条第三項の項中「第百三十二条第二項、第百六十一条第三項、」を削り、同表法第五十九条第一項の項中「、第六十九条」を削り、同表法第六十二条第一項の項の次に次のように加える。

法第七十八条の二十二	第四号厚生年金被保険者期間（第四号厚生年金被保険者期間みなし被保険者期間を含む。）（被扶養配偶者みなし被保険者期間を含む。）の	法第七十八条の三十に係る当該期間のうち（障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る被扶養配偶者みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。）に係る当該期間（被扶養配偶者みなし被保険者期間を含む。）のうち（障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る被扶養配偶者みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。）に係る当該期間（被扶養配偶者みなし被保険者期間を含む。）の	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法第百三十二条第二項	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法第百六十一条第三項